

知的ネットワーク時代の ネット著作権入門

著作権団体のゆくえ、そして契約について

第17回

特別編・・・特別座談会 「ネットワーク時代の権利のこれから Part II」

先月より続いている座談会も今回で完結編です。寺本先生も合流して、著作権団体やネットワークの契約に関する話が話の中心になります。

ちょっと刺激的な発言もありますが、今後のネットワーク社会にからむ権利の問題点について活発に意見が交わされました。

テーマ1

日本の著作権管理団体の 現状とゆくえ

著作権管理団体が増えていく？

編集部：去年あたりから、インターネットに音楽を流すことが行われてきていますよね。日本では、JASRAC（日本音楽著作権協会）が保守的な立場をとっているのは裏腹に、アメリカやイギリスなどは、新しい時代に対応しようとしている…。こんな状況の中、日本はどの方向に向かうのでしょうか？

寺本：アメリカが積極的で日本が消極的っていうのは、マーケットの問題ですね。というのは、アメリカの場合は著作権を扱うエージェントっていうのが、大きいところだけでも3つくらいあるらしいんです。日本の場合は、1つで独占していて、しかも法律によってその独占が事実上保護されているわけですね。

もし、競争のあるところであれば…。たとえば日本でも信託業法が変わって、著作権の信託^{注1)}ができるようになったとして、権利を信託銀行に持っていくもんねっていう人ができたとしたら…。エージェン

トとしては、より広いマーケットを狙うこととして、ウチに持ってくるほうがあなたにとってより大きい利益があげられますよ。それによって手数料が高くなりますよというような方向に行こうと思うんですよ。だけど、1社しかないんだったら、疲れるのいやだからこうやっとうこうというほうが残りそうなんです。

注1) 著作権を行使する権限もその名義も信頼できる他人にいっさい預け、自分は、そこから間接的に利益を得ようとする。

松倉：それじゃあ、寺本先生の考え方でいけば、著作権の管理団体も、もっとライバルを増やして切磋琢磨していったほうがいいんじゃないかってことですね。

寺本：そりゃ、競争のないところに腐敗ありですからね（笑）。

松倉：それは、刺激的な発言ですね（笑）。

寺本：実際に日本の信託法でそれができなくても、あの債権信託で有名な信託的譲渡というのがあるわけですね。本来信託^{注2)}と純粋な譲渡^{注3)}は別のもだったわけですが、これは譲渡はしたけど、実質的な利益が手もとに残るというやり方なんです。たとえばケイマンのようなタックス・ヘイブンの国に会社作って、そこに著作権を売っちゃえばいいわけですから。

注2) 権利者の名義は信託銀行や他人に移るけど、自分が依然として受益者でありつづけること。

注3) 名義も利益もいっさい譲受人に渡してしまうこと。

松倉、宮下：なるほど

松倉：ということは、日本のアーティストも“俺は別のやり方をするもんねっ”という人は海外に飛ばして…。

ネットワーク知的所有権研究会

弁理士 松倉秀実
Matsukura Hidemi

弁護士 宮下佳之
Miyashita Yoshiyuki

弁護士 寺本振透
Teramoto Shinto

寺本：そこで、たとえば信託銀行が、ケイマンとかパナマとかにスペシャルパーパスカンパニーを作って、そこへ譲渡しなさいと。譲渡しても、我々は誠実な管理人ですから実質的にあなたの管理権を損なったりしませんよと。で、それをバックアップするのが日本の銀行の信用力なわけです。日本の銀行の信用力は、まあ揺らいでいるとはいえ、それでもまだ銀行上位という状況ではあるのですから、いまそれは銀行にとって大きなビジネスチャンスですよ。

宮下：ただ、権利を譲渡してしまったらJASRACがカラオケ店とかからお金を徴収しているわけじゃないですか。その分配にはあずかなくなるってということになるのかしらね。

寺本：そうですね。ただ、ずるくなれば両方利用するっていう手もあるわけですよね。海外にどんどん出すためには、ケイマンのカンパニーからやっちゃおうと。で、ケイマンのカンパニーはさらにJASRACに信託してしまう。こうすれば、両方とれるぞっていう非常にいやらしいやり方も可能になってくる、理論的には。海外のスペシャルパーパスカンパニーからの信託をJASRACが拒むことはできないんじゃないんですかね。日本で一つしかないのに拒むということは、独禁法上の問題が出ませんか？

著作権団体の使い分け

宮下：音楽に関して言えば、法律があるものだから法律を変えないとしようがないという部分もある。JASRACを少し弁護するために逆の点から言うと、日本の場合、統一的な使用料規定みたいなものをバラバラにみんなで作れって言うてもかなり大変なわけです。ある程度団体でまとまって、それ

で団体ごとで話をして、そこで国がその手助けをして決めるっていう部分である意味での成果は上げていると思うんです。ルール作りという意味などにおいてはですけど。

寺本：でも、それはそれであっていいわけだし、これからもJASRACはあり続けるでしょう。

たとえば、一つのクリエイターでも、彼女の発展の段階によって最初はJASRACを使おうと。次は信託銀行を使おうと、そして次は自分でエージェントカンパニー作ってやろうと。こんなような発展段階が絶対にあるんだろうから、そういう意味ではエントリーレベルにおいて今のJASRACは続くんじゃないんですか。だけど、そのレベルを超えてもっといろんな使い方をしたいんだぞと、もっと儲けたいんだぞっていうときに、それを越えるやり方が絶対に出てくるはずですよ。実は、それをやろうとしている人間はいっぱいいて、すでにスペシャルパーパスカンパニーを海外に作っている人間もいるわけです。だから、それは段階が何段にもなるんじゃないんですかね。だって、僕らだって貯金するときに、初めに30万しかなければ郵便局に行くぞと、1千万あったらどっか銀行に行くぞと、もっとあるとベンチャーに投資しようとかいう段階があるわけだから。だから、より面白いものを作るからといってその前のものを否定するってことはないと思う。つまり、住み分けっていうことであって、そのものを否定するっていうのはどうかなって気がするということですよ。

編集部：そうすると、管理団体との競争というものが出てくる可能性だってあるわけですよ。



松倉秀実氏
国際特許や実用新案、商標の特許庁への出願代理などを行っている。技術分野に深く関わる活動を行っている。



宮下佳之氏
コンピュータソフトやマルチメディアタイトルなどのライセンス契約などを中心とした活動を行っている。



寺本振透氏
ソフトウェアや通信関係の取り引き支援、ベンチャービジネスの支援やベンチャー向けの金融システムの立案などを中心として活動している。

「そりゃ、競争のないとインターネット
腐敗ありですからね」



宮下：管理団体間での競争が働かないって
いう問題の一つの原因としては、一回出し
ちゃったらだれがダウンロードするか分
からないし、それがどんな風に使われるのかも分
からないってということで、過剰に神経質に
なっているという面も多々あると思うん
です。で、そういう人たちが積極的にデー
タを提供しようと思うようにするためには、そ
れによって儲けたっていう人が現れないと
なかなか怖くて出せないってところがある
んですよね。そういう意味で、データを提
供した場合の成功例が日本や海外で出てく
るといのが非常に重要になってくるで
しょう。で、おそらくそういう成功例ってそ
ろそろ出てくるんじゃないのかな。

寺本：もちろん出てくるだろうし、エー
ジェントビジネスをやるうっていう金融機関が
出てくれば、人工的にでも無理矢理作っ
てしまうと思うんですよ、日本は。

で、僕の頭では、金融の世界で起こったこ
とってというのが、これからインターネットが
急激に発展する過程で、知的財産の世界
でもどんどん起こると思うんですよ。たと
えば、大昔だったら社債発行してお金集め
うってことは、日本の会社なんだから日本
国内でやるのが当然だと思いこんでいたわ
けですよ。だけど、ヨーロッパで円建て
で発行して、あとで日本の投資家のところ
に戻ってきて、実は日本の投資家はヨーロ
ッパを通じて買っているという状態のほう
が発行にかかる手数料とかが安いし、向
このほうが手慣れているってことになって、
みんなそっちに行っちゃったわけですよ。
で、そうこうしているうちに、これはい
かんということで、日本の債券市場をもっと自
由化しようと大蔵省主導で動きだしたわけ
ですよ。それと同じことが絶対に起こる
と思うんです。

宮下：僕もそう思いますね。実際にそうい
う動きがありますものね。たとえば、わざ
わざイギリスのサーバーを使って日本に音
楽を提供するとか...

テーマ2

ネットワーク時代における権利を 手に入れる方法、守る方法

権利を主張するための努力

編集部：最近、続々とマルチメディアタイ
トルが生まれてきています。そんな中、作
品の二次利用という点でクリエイターと出
版社などのトラブルが絶えないわけですが、
この辺はどう解決されるべきなんですか
でしょうか？

寺本：たとえば、問題があるから何か新し
い排他的な権利を作りたいという主張がと
きどき現れる。それはそれで、しばしば合
理的な主張でもありうるわけです。だけ
れども、アメリカの場合は確かに圧力団体と
して、こういう法律を作れとか、あるいは
著作権の解釈をこうしろとか、ディス
トリビューションライツ^{注4)}の中に
有線で送るものも入れるとか、そ
ういう法改正の問題はもちろ
ん出ます。しかし、それ以前の
段階として、自分が契約する
場合、契約の中にはっきり自
分の権利としてそれをうたう
ことを一生懸命やっています。

で、しかもこういう権利があるべきだと思
った場合、それが明文になる前に裁判所にあ
いつは権利を侵害しているんだと一生懸命
訴えて主張して、裁判所から権利をもぎ取
ろうとするわけです。

だけど、日本の場合、出版社などの主張を

見ていると、これから作っていくライセンスの契約書の中に、なんにも書いていないのにも関わらず、電算写植化したり、DTPのためにレイアウトをデジタル化してレコーディングしたそのデータに対して、そのデータを他人がコピーしようとするとその排除を請求できるような権利(排他的権利)をくれくれと言う。くれくれ言うのはいいけれど、ちゃんと契約書に書きなさいよと僕なんか思うわけです。

だから、契約書にちゃんと書いたうえで、これは俺の権利だと裁判所に何度も何度も訴えたうえで、そして不法行為で勝った、不正競争防止法で勝った、さあ著作権に入れると、これこそ正しい順番であって…。それっていうのはフォントの世界で歴史のある企業らがやってきて、成功してきたことですよ。それをなぜやらないのかなってということが気になります。

注4) 自分が作った著作物の複製を勝手にみんなにばらまかないでくれと他人に対して請求する権利。

松倉：やらないでにおいて、法律的にまずデジタル化権を認めてくれという主張ばかりをしているというわけですね。

宮下：政府指導のいろんな権利範囲なんかも決まっっていて、紛争なんか起きたときにボトムアップでいろんな仕組みができていってそういう形になっていない。

寺本：だから、両面作戦をやっていないといけない。法律を変えるというのはそれはそれでいいんだけど、ビジネスの契約でも行動を起こさないといけません。でも、こっちの方の話にはあまり力強さがないんですよ。契約書にこれは俺の権利だってことをはっきりと書いて、そのうえで法律でも認めろ、差止請求権が欲しいんだからといえば、うんなるほどって思うんです

よね。だけど、そうはしていない。それから、たとえば、著作権法の改正で排他的権利が認められたとしますよね、けど排他的権利は、それを認めるっていうのは第三者からすれば彼女の権利というのはそれだけ減るってことですよね。そうすると排他的権利というのが新たに作られたとしても、時代をさかのぼって適用するということは適切じゃないと思うんですよ。これから作るものに関しては排他的行為というものは認められるとしても、すでに作ってしまったものに対して新しい排他的権利が発生するっていうことは、その合理性を示すのは多くの場合において難しいのではないのでしょうか。

そうすると、これからっていうことに関するものにしか意味のない権利を作るんだったら、どうせこれから先のことなんだから、今後契約書を作るときにちゃんと権利を書いとけよと思うのです。

デジタル化されたときの権利も考える

松倉：でもね、実際のビジネスの現場に行くと、こちらは、契約以後のこれからということに関してはなるだけ譲歩して、なんとか受け入れを認めてもらいたい。ところが、そのコンテンツができてあがると、こちらはそれがデジタル化された場合の権利も主張していきたいというふうに立場が変わることがあるんですよ。

寺本：いや、立場が変わるからこそ、法律で一律にされるよりは、契約でこっち向いているときは自分に有利なように、あっち向いているときも自分に有利なようにって契約書に書くべきなんじゃないですか。

宮下：ビジネス的には、確かにそうなんだ



「法律的にまずデジタル化権を認めてくれ、という主張ばかりをしているわけですね」



「あらゆる権利を吸い取られる
みたいな契約で運用されている
ケースは多いですね」

けれども、今の日本のビジネスっていうのは、わりとなあなあで、とにかく取り引きがうまく成立してくれないと困っちゃう。

松倉：そうね、著名な作者になんかコンテンツを作ってもらうときなどは、出版社もかなり譲歩して作って頂くという形になる。ところが、できあがってしまうと出版社側のほうでも権利を主張し始める。

宮下：たとえば、映画作るときなんかでも、以前は、劇場公開だけを想定して取り引きしちゃったわけじゃないですか。で、あとの2次利用なんてことはあまり考えなかった。とにかく目先の映画を作るっていうことだけを優先させちゃったわけですよ。つまり、いまその取り引きだけを成立させるってことのほうが重要で、先の話はなんとなく話がつくもんだみたいな甘い期待のもとで成り立ってたんだと思うんですね。

寺本：でもそんな甘い期待のもとに成り立った契約はね、いざ監督からケチがついて裁判所に行ったときに、結局通用しないことなんですよ。だから、向こうが泣き寝入りしてくれることを望んで、いり加減な契約にしようとするのはアンフェアだから、国内でしか通用しないですよ。国内でだって、今こそベンチャーのほうが、あるいは個人のクリエイターのほうが、積極的に弁護士を雇って契約交渉をする時代なんだから。

宮下：あとで問題になって、どうしようとなるとかなり大変で、やっぱり最初の段階で、細かいこときっちり詰めて、自分が本来、こういうふうにしたいところを正直にぶつけていかないと逆に効率が悪くなっちゃう。

契約書と弁護士を見直そう

寺本：結局、今までは、漫画家とか音楽家のために安い値段でやる弁護士なんてあまりいなかった。だから、あとで金払うからいいだろうと言われてしまえば、それで終わっちゃうというわけです。そういう甘い世界で出版社は生きてきたわけだから。クリエイターに弁護士なんかがついたらそれだけで、びびってしまって出版社側は謝っちゃうわけです。そしたら、何のために最初にお金払ったんだということになる。だから、実際にはその中間を求めなきゃいけない。2次利用についてある程度予想できる範囲のものに対しては、金をくれという契約にしておく。そして、あとでもう1回もめて払うよりは、安い金でも最初から上のせしておいたほうが、お互いハッピーだと思いますよ。なぜそれをやらないのか。

松倉：ただ、クリエイターってのは最初の段階ではまだそんな意識はないだろうし。ある程度売れてきて初めて、そういう意識が生まれてくるということもありますよね。

宮下：クリエイターのほうからすると、あらゆる権利を吸い取られるみたいな契約で運用されているというケースは多いですね。ほんとは、ここをこうすればもっとクリエイター側に有利なのになんて点もあるわけですが…。

松倉：最初はそうせざるを得なかったというのがありますけどね。それに、弁護士さんってとって高い料金がいるぞみたいな社会常識みたいなものも、1つの問題かもしれない(笑)。

宮下：それは、おおいに反省すべきことで

すね。それに、書籍出版協会が出している出版契約書も、電子出版で出版するというケースはあまり想定されていなくて、紙ベースのものが前提なんですよ。そうすると、電子出版なんかの場合だとどうなんだろうっていうと、やはり標準的なひな型みたいなものはまだない状況ですね。

契約に縛られることのないシステムが生まれるかもしれない

寺本：普通の小説とか、ジャーナリズムとかと違って、漫画の場合ですと、アニメ化とかゲーム化とかというも頭から考えちゃうわけですよ。そうすると、どういう契約が結ばれるかという、まず、雑誌や週刊誌に出版するのに対して第一に著作権を設定するという契約が結ばれるわけですよ。で、それと同時に2次利用について、いっさいの権利遂行を委任しますという1枚の紙っぺらの委任状が張り付けられるんですよ。そうすると万事休すなんですよ。

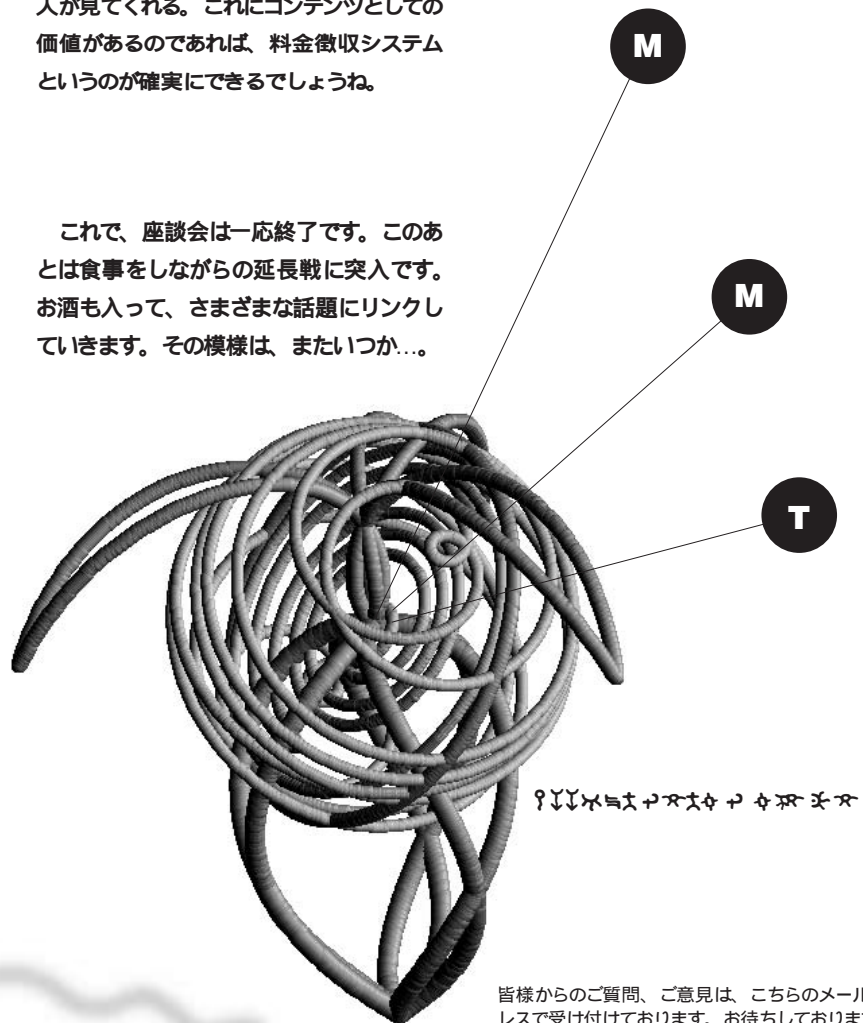
松倉：でも、なんとか漫画賞とかに入選したばっかりの人っていうのは、そりゃ、ただもう言われるままにサインするしかないのが現状じゃないかな。

寺本：それは、これまで、メディアが限られていたからですよ。しかし、これからはいやならもう自分で出すもんねということが、ロジックとしては可能になってきている。で、さらに次の段階としてエレクトリックキャッシュが自由に使えるようになれば、その上でもう金もとれるんだから、いつまでも縛られないぞということになるから、いきなりサインというのが減ると思うんですよ。

松倉：直接読者からお金をもらえるって

うシステムができるかもしれませんよね。今まで我々がテレビに出ようとか、コマーシャルを出すとかが、なんか本を出そうとすると、莫大なお金がかかって、一生に一度本が出せれば、たとえ自費出版でもいいみたいな感じだった。それが、インターネットだとそれこそ5千円でできてしまうが、世界の人が見てくれる。これにコンテンツとしての価値があるのであれば、料金徴収システムというのが確実にできるでしょうね。

これで、座談会は一応終了です。このあとは食事しながらの延長戦に突入です。お酒も入って、さまざまな話題にリンクしていきます。その模様は、またいつか...



皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。

e-mail  ip-law@impress.co.jp



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp